

## 前回からの資料の修正点

## 1 前回の審議内容を踏まえた主な修正点

## 資料1 「海南省における小・中学校の適正な学校規模の基本的な考え方」

## ○学級規模（1学級当たりの児童生徒数）

- ・前回の審議会で出された意見を踏まえて文言を一部修正した。
- ・「学校規模」とは別項目として、別途記載することとした。

## ○学校規模の適正化について検討を始める基準

- ・適正規模を下回る見込みとなった段階（小学校：1学年1学級未満、中学校：1学年2学級未満）で保護者等と検討・協議する体制を整備することを明記した。
- ・最低限必要な規模（デッドライン）については、教育委員会の判断に委ねることとし、判断に当たっては審議会で出された意見にも留意する旨の注意書きを記載した。
- ・適正規模を下回る見込みとなった段階で検討を始めることから、「基準」という表記ではなく、「適正な学校規模を下回る場合の対応」という見出しに変更した。
- ・「適正な学校規模を下回る場合の対応」の中に検討する上での留意点を記載することとし、資料3の「検討体制（検討の進め方）に関する留意点」を転記した。
- ・留意点として「**6年後**」に入学する児童生徒数の見込みに基づいて判断する」旨を記載した。

**6年後の設定理由**

- ・小学校では「0歳児」の人数となり、それ以降の見込みは出生数から把握できない。
- ・中学校では「小学校に入学した児童」の人数となり、海南省立小学校以外への入学者の人数も踏まえた上で判断できる。

## 2 その他の修正点

## 資料1 「海南省における小・中学校の適正な学校規模の基本的な考え方」

## ○適正な学校規模

- ・小学校の適正規模を「6～12学級」から「6学級以上」に変更した。

## 資料3 「学校規模の適正化に向けて取り組む上での留意点」

## ○資料名

- ・「学校規模の適正化を検討する上での留意点」から「学校規模の適正化に向けて取り組む上での留意点」に変更した。

## ○検討体制（検討の進め方）に関する留意点

- ・資料1に転記した。（一部削除）

## ○各項目の見出し

- ・文部科学省の手引の表記に合わせて表現を一部修正した。